

「定期巡回・随時対応サービス」など在宅サービスについて議論

社会保障審議会・第 101 回介護給付費分科会（分科会長：田中滋・慶應義塾大学名誉教授）が 5 月 23 日開催され、2015 年度の介護報酬改定に向けた議論を行った。同分科会では先月より次回改定に向けての議論を開始。今夏にかけて前回改定時の指摘事項や介護保険部会での意見を基に総論的な議論を行い、今秋から 12 月にかけてサービスごとに踏み込んだ議論を行う流れとなっている。今回は在宅サービスのうち、「定期巡回・随時対応サービス」「小規模多機能型居宅介護」「複合型サービス」「訪問看護」が俎上に上がった。

■定期巡回・随時対応サービス “看取り” も論点

「定期巡回・随時対応サービス」は、2012 年度改定で創設された新しいサービスで、訪問看護と訪問介護が連携しながら定期巡回、随時対応を行い、重度要介護者の在宅生活を 24 時間 365 日サポートする。

論点として、通所サービス利用時の介護報酬の減算、看取りの体制づくり、これらと訪問看護事業所との連携等を踏まえた区分支給限度基準額の設定——などが挙げられた。その他、厚生労働省が今月 19 日に公表した同サービスの事業所数は、今年 3 月末で当初の見込みを下回る 434 事業所となっているが、参入事業所の意見として、利用者の通報を受けるオペレーターの配置要件等が厳しいこと、ケアマネジャーへのサービスの周知不足が新規参入の障壁になり得るとの報告もあった。

「小規模多機能型居宅介護」は、宿泊機能を備えた小規模施設で介護サービスを提供するもの。今後、重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、これまで中心となっていた「通い」だけでなく訪問機能の強化や、「定期巡回・随時対応サービス」と同様、看取り体制や区分支給限度基準額、事業開始時支援加算（今年度までの経過措置）の扱い——などが論点となっている。

「複合型サービス」も 2012 年度改定で創設されたサービスで、医療ニーズの高い利用者を対象に複数のサービスを組み合わせ地域で多様な療養支援を行う。論点として、「小規模多機能型居宅介護」と同様、事業開始時支援加算の扱いやサービス普及のための事業展開の考え方の明確化とその周知、人材確保——などが示された。

「訪問看護」では、訪問看護職員の確保が課題とされた他、ケアマネジャーが訪問看護サービスの必要性を認めているにもかかわらず、実際にサービスが利用されなかったケースもあることが報告された。その主たる理由は「本人が利用したくない」「家族で対応できる」で、「事業所不足」の割合は僅少であった。このような実態を踏まえ、地域のニーズに即した施策の展開などが議論の論点とされた。

■地域のニーズを把握した上での議論が必要

こうした論点について、委員からは「利用者が少ないサービスは、地域の特性に合っていないのではないか。潜在的なニーズを把握する必要がある」「2025 年に向けてサービス量としてどのくらい必要なのかシミュレーションをしてはどうか」といった意見が挙がるなど、それぞれの地域の利用者ニーズを把握した上での議論の必要性が指摘された。

次回会合は 6 月 11 日で、認知症等についての意見交換が行われる予定。